

【〇〇地域の所有者不明農地の概要】

当該農地の概要	所有者が死亡し、相続人2名の農地
筆数や面積	1筆、2,906m ²

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

探索	1か月
所有者への連絡	1か月
促進計画認可手続	4か月

【地図】



【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- ・農業委員会からの相談を受け、農業会議が司法書士とともに手続きについて助言。
所有者の配偶者は既に死亡し、申出者（子）の姉の所在が不明。農業委員会で探索した結果判明した住所に関係書類を送付したところ、同意書が返送されたため、権利者全員の同意のもと、貸借手続きを進めることができた。

【〇〇地域の所有者不明農地の概要】

当該農地の概要	相続人不明 所有者が外国籍かつ所在不明 5名の共有名義かつ数次相続 相続放棄 等
筆数や面積	10筆、23,079㎡

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

探索	4か月
----	-----

【地図（5カ所のうち1カ所）】



【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- ・ 農業委員会からの相談を受け、農業会議が司法書士とともに手続きについて助言。
- ・ 該当地域の所有者不明農地が5件あり、いずれも、数次相続や名義人が外国籍、相続放棄等、解消が困難な案件であることに加え、農業委員会事務局の人員不足により、探索が進まなかった。
5件同時並行で解消を目指したのも進まなかった要因の一つと考えられる。
- ・ 課題を1件ずつ整理し、優先順位をつけて解消に向けた支援を行う。

【〇〇地域の所有者不明農地の概要】

当該農地の概要	所有者が死亡し、相続人である兄弟全員が相続放棄 町の差押物件
筆数や面積	3筆、6,592m ²

【簡潔な取り組み実績スケジュール】

探索	1か月
対応方策の検討	4か月

【地図】



【農業委員会の取組内容、農業会議の支援内容】

- ・隣接農業者が当該農地の取得を希望されているため、所有権移転に向けて取り組んだ。
相続人から相続放棄の申述書の写しの提出があり、農業委員会で権利者の探索をする等して、事実確認を行った。
その後、農業会議が委託した司法書士を交え、2回協議を実施（利害関係者である町（税務課）も同席）。
司法書士から、相続財産清算人制度と所有者不明土地建物管理人制度の違い及び手続きに関する助言や、その他の方策についての助言を行った。
- ・町の方針が定まらず、制度活用まで至らなかった。農業委員会では、所有権移転までの間所有者不明農地制度を活用することも検討したが、購入代金に加え、借受のための供託金も掛かり、耕作者の負担が大きくなるため断念。
引き続き、町と話し合いながら、所有者不明農地の解消に向けて取り組む。